

## おおふなぼーとロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大船渡市防災観光交流センター（以下「おおふなぼーと」という。）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務分掌)

第2条 この要領に定める事務は、災害復興局大船渡駅周辺整備室が所管する。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークの仕様は、別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利は、大船渡市に属する。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、おおふなぼーとロゴマーク使用届（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて大船渡市長（以下「市長」という。）届出するものとする。

(1) 使用方法がわかる図版等（原稿、イメージ図など）

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を省略することができる。

(1) おおふなぼーとの指定管理者が使用するとき。

(2) おおふなぼーとで行うイベントなどを周知する目的で使用するとき。

(3) 営利を目的としない個人やグループの活動でロゴマークを使用するとき。

(4) 報道目的で使用するとき。

(使用の禁止)

第5条 ロゴマークが次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

(1) おおふなぼーとのイメージを損なうおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(3) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがあるとき。

(5) 特定の個人や事業者、政党、思想や宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき。

(7) ロゴマークを変形して使用するとき。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(8) 営利を目的としてロゴマークを使用するとき。

(9) その他市長が使用を適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の中止)

第7条 市長は、この要領を遵守せずにロゴマークを使用している者がある場合は、

その者に対して使用の中止を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 大船渡市は、ロゴマークの使用によって生じる使用する者と第三者との紛争の責任を負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月18日から施行する。

別図（第2条関係）

ロゴマーク1-1



C/M/Y/K=70/0/0/30  
C/M/Y/K=0/100/100/0  
C/M/Y/K=0/0/0/44  
C/M/Y/K=40/40/0/70

ロゴマーク1-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴマーク2-1



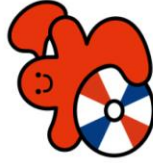
C/M/Y/K=100/11/0/0  
C/M/Y/K=0/90/100/0  
C/M/Y/K=100/85/20/0

ロゴマーク2-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴマーク2-3



C/M/Y/K=0/90/100/0  
C/M/Y/K=100/85/20/0  
(ロゴタイプなし)  
※モノクロ画像もあります

ロゴマーク3-1



□ C/M/Y/K=0/87.8/77.6/0

ロゴマーク3-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴタイプ1-1

あかふなほろと

■ C/M/Y/K=70/0/0/0

(モノクロ)

ロゴタイプ1-2

あかふなほろと

ロゴタイプ2-1

あかふなほろと

■ C/M/Y/K=100/11/0/0

(モノクロ)

ロゴタイプ2-2

あかふなほろと

【使用禁止例：ロゴマーク使用要領第5条第1号】

- ・変形（斜体、長体、平体）、回転、反転、変色
- ・ロゴマークの一部のみの使用（※）
- ・異なる書体の使用（※）

※ロゴマーク2については、独自のフキダシ及び文字を加えて使用することができませんが、その場合は、必ずダウンロードデータ「フキダシ無しパターン」を使用してください。

おおふなぼーとロゴマーク使用届

年 月 日

大船渡市長 様

住所（所在地）：	
氏名（名称及び代表者氏名）：	®
（担当者）：	）
（電話番号）：	）

おおふなぼーとロゴマークを使用したいので、関係書類を添えて、下記のとおり届出ます。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

※使用方法がわかる図版等（原稿、イメージ図など）、その他市長が必要と認めるもの

参考事項
1 次の各号のいずれかに該当するときは、本届出を省略することができます。 (1) おおふなぼーとの指定管理者が使用するとき。 (2) おおふなぼーとで行うイベントなどを周知する目的で使用するとき。 (3) 営利を目的としない個人やグループの活動でロゴマークを使用するとき。 (4) 報道目的で使用するとき。
2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができません。 (1) おおふなぼーとのイメージを損なうおそれがあるとき。 (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。 (3) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがあるとき。 (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがあるとき。 (5) 特定の個人や事業者、政党、思想や宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき。 (7) ロゴマークを変形して使用するとき。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。 (8) 営利を目的としてロゴマークを使用するとき。 (9) その他市長が使用を適当でないと認めるとき。